

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、平成6年3月下旬に会社を辞め、同年4月から市町村役場に勤務していたが、採用直後に、平成6年3月分の国民年金保険料を支払うよう連絡があったので、社会保険事務所（当時）に出向いたところ、職員から納付義務があると言われたことから、1万円ちょっとの国民年金保険料を納付し、空白期間が数日なのに割高だと思った記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とほぼ一致している。

また、申立人の厚生年金保険資格喪失に伴い、申立人の妻は、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更され、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるとともに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するに至る動機及び社会保険事務所職員とのやり取りについて、詳細かつ具体的に述べている上、申立人が国民年金保険料を納付したとする社会保険事務所では、過年度保険料の収納事務が行われていたこと、及び厚生年金保険被保険者資格喪失者に対して、市町村を通じて国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が、平成6年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、健康保険任意継続被保険者資格を取得した痕跡が無いことから、社会保険事務所に出向く用件としては、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付のためと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

私は、成人式直前に自宅を訪れた役場職員に国民年金への加入を勧められたので、20歳の誕生日の前日に役場に出向いて、国民年金の加入手続を行い、役場庁舎内に設置されていた銀行窓口で初回1か月分の国民年金保険料を納付書で納付し、その後の保険料についても当該銀行窓口で毎月納付していたところ、納付開始後3か月目に自己の取引銀行の銀行員に口座振替による国民年金保険料の納付を勧められたため、即日、口座振替の手続を行い、翌月からは口座振替で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、成人式直後の20歳の誕生日の前日に国民年金保険料の納付を開始したと主張しているところ、市町村が保管する申立期間当時の広報誌によれば、昭和44年1月に開催された成人式対象者名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、及び成人式の対象者は前回の成人式後に20歳に達した者としていたことが確認できることから、申立人は21歳直前の45年1月に開催された成人式に出席し、同年*月の誕生日の前日に、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が国民年金の加入手続を行った時点で、申立期間のうち、昭和45年3月は、現年度納付できる期間であり、申立人が初回に納付したとする1か月分の国民年金保険料は、当該期間の保険料と考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月から 45 年 2 月までの期間については、申立人が国民年金加入の契機となった成人式の時期を 1 年誤認していると考えられる上、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと申し述べていることから、当該期間について国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、私の母親が、集落の集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行うとともに、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人の妻によれば、婚姻後も平成 3 年 5 月ごろまで、申立人と同居していた申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと申し述べており、申立期間前後を通じて、申立人及びその両親の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、オンライン記録により確認できる申立期間前後の期間の納付日は、すべて現年度納付であることが確認できることから、申立期間についても、集落の集金人が国民年金保険料を収納していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。